

勘定2、消費勘定

借 方	貸 方
家計最終消費 C_h	最終消費支出 C^*
(政府最終消費) + (対家計 非営利最終消費) + (家 計の非商品購入) C_o	非居住者たる家計の国内 市場における直接購入 $C_{f,h}$
居住者たる家計の海外に かかる直接購入 $C_{f,y}$	
$C_h + C_o + C_{f,y} - C_{f,h} = C^*$	

これは、最終消費支出の商品需要への一種のコンバーターの役割を果すといえよう。

所得支出勘定は、各制度部門の折得の受取りと、その処分を示すものであり、折得再分配と折得使用とを示している。しかし、表1は、各部門を統合したものとして簡略化されていて、折得の居住者間の移転は示されておらず、「国民可処分所得およびその処分勘定」となっている。なお、Dは固定資本減耗、 Y_{1f} は海外からの要素折得及び經常移転、 Y_{2f} は海外への要素所得及び經常移転を表わす。乃是、

貯蓄を表わす。ここで $VA - D + Y_{1f} - Y_{2f}$ は国民可処分所得と呼ばれ、新 NA で新しく導入された概念である。これは各制度部門の可処分所得を合計したものに等しい。

勘定3、国民可処分所得とその処分

借 方	貸 方
最終消費支出 C^*	純生産 $VA - D$
総貯蓄 Δ	海外からの所得及び 經常移転(純) $Y_{1f} - Y_{2f}$
$C^* + \Delta = VA - D + Y_{1f} - Y_{2f}$	

次に、蓄積は、資本形成勘定と資本調達勘定とに分割される。前者は実物勘定に相等し、さらには在庫増加と固定資本形成工とに区分される。消費の場合と同様、J、Iは商品別に推計されるのに対し、 J^* 、 I^* は投資資金を表わす。この資本形成は、生産活動による分類^(注1)がなされ、遊資本ストックがその母体となる。つまり、生産分析に使用される資本概念

である。

他方、資本調達勘定は、金融勘定に相等し、制度部門別に分類され、制度部門別貸借対照表に接合する。したがって、純資本ストックがその母体となつており、制度部門別金融分析に使用される資本概念である。

勘定4. 資本形成勘定

実物投資	投資資金
在庫品増加 J	在庫品増加 J*
固定資本形成 I	固定資本形成 I*
$J + I = J^* + I^*$	

資本調達勘定は、制度部門別貸借対照表の資産側に保有されていいる純有形資産と金融的請求権とに分離して2分されている。

制度部門別資本調達勘定では、上級において統合勘定には現われない土地の純購入などが推計される。

そして上級におけるバランス項目として「貯蓄投

資差額」が、下段におけるバランス項目としては、「資金過不足」が置かれる。この両者は、概念的には一致すべきものであるが、統計上は一致しない。（付録八、新FNA表章形式参照。）なお△LBfは、对外金融資産の純取得額、△Asfは对外負債の純増を表わす。

資本形成は産業別であり、資本調達は制度部門別であるため、両者を接合する勘定が必要となる。体系上は、ダミー勘定が設けられている。

勘定5. 資本調達勘定

投資資金	自己資金
在庫品増加 J*	純貯蓄 S
固定資本形成 I*	固定資本減耗 D
(海外に対する債権の純増) (NL)	
$J^* + I^* + NL$	$S + D$
金融資産増	負債増
	(海外に対する債務の純増) (NL)
对外金融資産の純増 △LBf	对外負債の純増 △Asf
$\Delta LB_f = NL + \Delta As_f$	

10. 海外取引は、経常取引と資本取引とに分類されて表示される。

勘定6. 海外勘定

借 方	貸 方
輸 出 E	輸 入 M
非居住者たる家計の国内市場における直接購入 C_{fR}	居住者たる家計の海外における直接購入 C_{Rf}
海外からの所得及び経常移転 Y_{1f}	海外への所得及び経常移転 Y_{2f}
(国民経常余剰) (B_f)	
$(E + C_{fR}) + Y_{1f} = (M + C_{Rf}) + Y_{2f} + B_f$	
(国民経常余剰) (B_f)	
海外からの資本移転(他) CT	
対外負債の拡増 ΔA_{sf}	対外金融資産の純増 ΔL_{sf}
$B_f + CT + \Delta A_{sf} = \Delta L_{sf}$	

(注: CTは表1には明示されていない。)

11. 以上によりブローに関する勘定は完結し、ブロー内で定義された実数(取引項目)の恒等関係式が得られたことになる。

(20)

統合勘定では、勘定1、2、4が統合されて勘定1'のようになっている。(註3)

勘定1' 国内総生産と総支出

生 産	支 出
総 生 産 VA	国民最終消費支出 C^*
	在庫品増加 J^*
	固定資本形成 I^*
	輸出(国民) $E + C_{fR}$
	(控除) 輸入(国民) $M + C_{Rf}$
$VA = C^* + J^* + I^* + (E + C_{fR}) - (M + C_{Rf})$	

12. ストックは、制度部門別貸借対照表と国民貸借対照表とが作成される。資産側は、金融資産 FAs と純有形資産 TAs とかうなり、負債側は、金融負債 Ls 正味資産 NW とかうなる。

(21)

勘定2. 期末貸借対照表

資産	負債
金融資産 FAs	金融負債 LB
純有形資産 TAS	正味資産 NW
$FAs + TAS = LB + NW$	

期末貸借対照表は、期末価格で評価されるため、

期首貸借対照表にフローの資本調達勘定の各対応する項目を加算しても必ずしも一致しない。そのため
に再評価勘定としての調整勘定が置かれる。

調整を必要とする主要な要因としては、土地改良、
価格変動、災害、自然成長などがあげられる。

なお、RVaは金融資産、RVtは有形資産、RVeは
金融負債、RVnは正味資産のそれぞれ調整額を表わす。

(22)

勘定3. 調整勘定

資産	負債
金融資産調整額 RVa	金融負債調整額 RVe
純有形資産調整額 RVt	正味資産調整額 RVn

注1) 参考文献(7)または(8)を参照。

注2) 産業別粗資本ストックは、現行ハイと同様に
基準年次価格により推計される。しかし、これは
事業所ベースではなく企業ベースになってい
るが、大分類では、それほど大きな差がないと
みえしうるであろう。

注3) 勘定としてみた場合、新SNAは貨幣的取引

(23)

の体質であり、実物取引と貨幣的取引を区分した複式勘定には底っていらないといえよう（参考文献 7、10、11 を参照）。

III 取引主体

(3) 現行国民所得統計（以下現行N.I.と略記する）では、取引主体は、制度部門的観点からそれぞれの異なる社会経済活動には関係なく、單一の分類が行われている。

① 法人企業

② 一般政府

③ 家計（個人企業を含む）及び対家計民間非常利回体

新SNAでは、取引主体は、活動別分類と制度部門別分類の二重分類法とられている。

(1) 活動別分類

① 農業

② 政府サービス生産者

③ 対家計民間非常利サービス生産者

④ 家事サービス

⑤ 家計

(2) 制度部門別分類

① 非金融法人企業

- (2) 金融機関
- (3) 一般政府
- (4) 対家計民間非営利団体
- (5) 家計（非金融個人企業を含む）

14 活動別分類は、生産勘定において用いられる分類であり、生産、消費、投資及び費用構造に關係している。これは、国民所得勘定と産業連関表とを結合するために、設けられた分類であるといえる。

新SNAでは、産業から家事サービスまでの財貨・サービスの生産主体として位置付けられており、家計のみが消費主体として位置付けられている。（以下、活動別分類の家計を、制度部門別の家計と区別するために、便宜上「純粹家計」と呼ぶことにする。）

以上までとなく、新SNAでは市場経済を中心にして考えられており、市場において通常生産コストをカバーする価格で販売することを意図した財貨サービスが「商品」と呼ばれている。そして商品を生産する事業所および類似の単位は「産業」と定義され

る。

(26)

政府サービス生産者、対家計非営利サービス生産者、家事サービスが生産する財貨・サービスは、一部を除き、市場では販売されない。これらの財貨・サービスは「非商品」と呼ばれる。

したがって、表1の活動（△行と△列）は、さらに活動別分類の生産主体分類（事業所ベース）により分類される。産業 政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の分類は、表2及び3の通りである。

純粹家計は、最終消費者であり、財貨サービスを生産しないし、資本形成を行わない。

15 政府が、財貨・サービスの生産者として扱付けられることが、新SNAと現NIPとの大きな相違である。その結果、政府には生産勘定に置かれる。そして政府サービスは、家計が購入する一部の財貨・サービスを除き、集合的消費として政府が自己消費するとのみなされる。

その結果、政府サービス生産者の生産勘定は次のようになる。

(27)

表5 生産分類(新SNAの標準)

大分類	中分類	小分類
1 林水農業	1 農林水産業	1 農業・林業・漁業 2 飼育・養殖業 3 畜産業 4 農業サービス 5 林業 6 水産業
2 金属業	2 金属業	7 石炭・亜炭 8 金屬鉱業 9 砂利・石材 10 原油・天然ガス 11 その他の金属業
3 製造業	3 食料品 4 機械工業 5 パルプ・紙・紙加工品 6 化学 7 石油製品・石炭製品 8 鉱業・土石製品 9 一次金属 10 金属製品 11 機械 12 電気機械器具 13 輸送用機械器具 14 情報機械器具 15 その他の製造業	12 食料品 13 機械工業 14 パルプ・紙 15 化学 16 石油製品 17 石炭製品 18 鉱業・土石製品 19 一次金属 20 金属製品 21 金屬製品 22 一般機械 23 電気機械 24 輸送機械 25 情報機械 26 身体用品 27 紙材・木製品 28 本 29 印刷・出版 30 皮革・皮革製品 31 ゴム製品 32 その他の製造業
4 建設業	16 建設業 17 電気・ガス・水道業	33 建設業 34 電力 35 ガス・熱供給業 36 上水道・工業用水道 37 下水道 38 廉業物貯運
5 卸・小売業	18 卸売業 19 小売業	39 商業(卸売) 40 商業(小売)
6 金融・保険業	20 金融・保険業	41 金融 42 保険
7 不動産業	21 不動産業	43 不動産仲介業 44 住宅賃貸業 45 不動産賃貸料
8 運輸・通信業	22 運輸・通信業	46 運輸 47 電信・電気通信 48 郵便
9 サービス業	23 サービス業	49 教育 50 医療 51 政府学術研究機関 52 その他の公共サービス 53 放送・映画製作・興業等 54 飲食店 55 旅館 56 洗たく・理容・浴場 57 その他のサービス
10 公務	24 公務	58 公務
11 分類不明	25 分類不明	59 分類不明

政府の生産割定

指方	貸方
産業から → 中間消費(商品購入)	自己消費→政府の所得支出 勧業へ
雇用者所得	家計消費分
固定資本減耗	
間接税(他)	

表3 政府サービス生産者と対象計

民間サービス生産者の分類

大分類	中分類	小分類
(1) 政府サービス 生産者	(1) 運営・カス・木造業	(1) 下水道 (2) 廃棄物処理
	(2) サービス業	(3) 教育 (4) 医療 (5) 寸科学研究機関
	(3) 公務	(6) 公務
(2) 対象計民間非 生産者	(4) 同左	(7) 教育 (8) 医療 (9) その他

16 対象計民間非営利サービス生産者と政府サービス生産者と全く同様に取扱われる。

対象計民間非営利団体の生産勘定

借 方	貸 方
雇業から → 中間消費(商品購入)	自己消費 → 自己の所得支給勘定へ 家計消費分
雇用者所得	
固定資本減耗	
間接税(地)	

17 家計に供給される家事サービスは、その費用は雇用者所得のみからなり、特に資本形成は行われない。

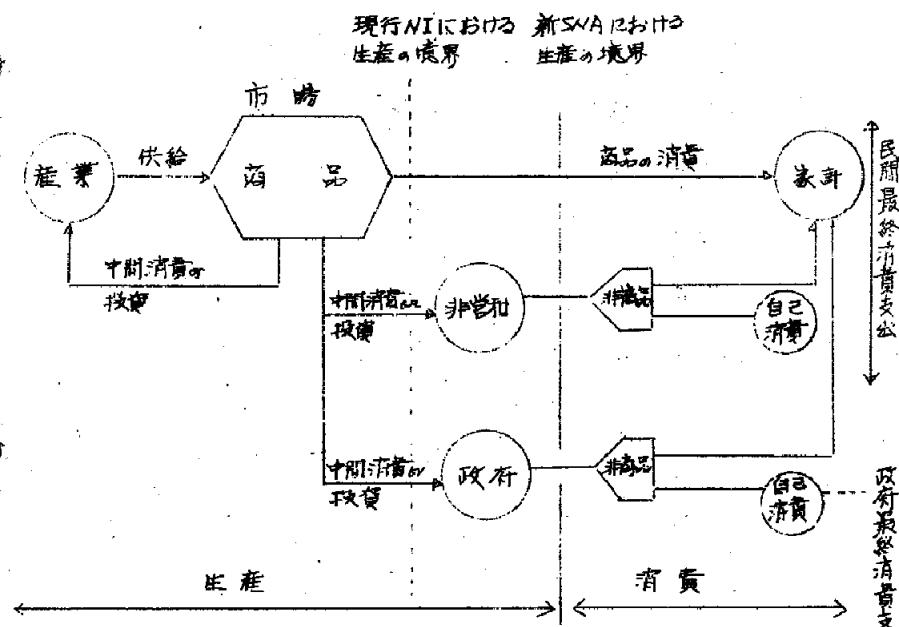
家事サービスの生産勘定

借 方	貸 方
雇用者所得	家計消費

18 以上より、消費主体は 純粹家計、政府サービス生産者、対象計民間非営利サービス生産者に分割され、投資主体は 雇業、政府サービス生産者、対象

計民間非営利サービス生産者に分割される。
これまでの活動別分類と財貨・サービスの流れを
図示すれば図1 ようになる。

図1 生産と消費



19 制度部門別分類は、活動別分類が実物の流れに対して適用されたのに対して、金融の流れに対して適用される。すなわち、所得支出勘定、資本調達勘定、貸借対照表などにおいて用いられ、組織体の所得の処分、資産の運用などに關する意思決定に関係している。したがって、制度部門別分類は、所得の収取りと使用、資本の調達、資産運用などに適用される。国民所得勘定と資金循環勘定との結合上、金融機関が一つの部門として特に分割されている。

一般政府は 中央政府 地方政府及び社会保険基金にさらに細分剖されており、金融機関は 大、中小部門の三段階に分割されている（表々を参照）。

20 以上述べた取引主体を現行NIの分類と對比し、主な相違を図示したものが図々である。

表文 金融部門分野

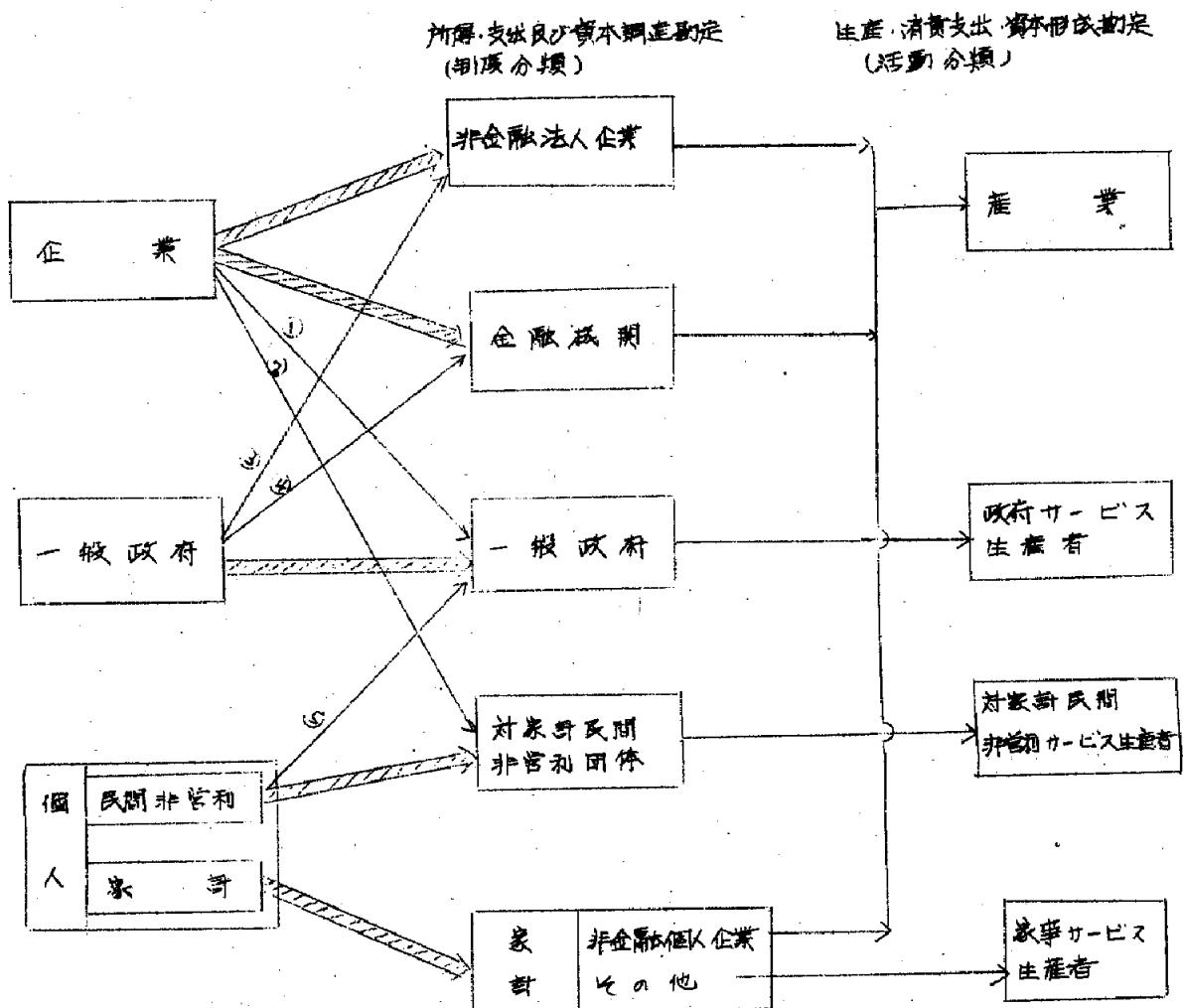
大部門	中部門	小部門	内 容 (左肩に○を付したものは、新STAにおける追加分)
1 中央銀行	1 日本銀行	1 日本銀行	
2 その他金融機関			
	民 間	2 銀行 3 中小企業金融機関 4 農林水産金融機関 5 在日本外銀	2 全国銀行 全国銀行、銀行勘定 3 中小企業金融機関 相銀、信金、信組、劣金、商工中金、全信金連、全信組連、劣企連 4 農林水産金融機関 農林中金、信農連、農協(信用事業)、信漁連、漁協(信用事業) 5 在日本外銀
	官 的	6 郵便貯金	6 郵便貯金
3 保険会社、年金基金			
	民 間	7 保 険 8 損害保険会社 9 その他損害保険 10 農 業 11 憲 農 業 共 濟	7 生命保険会社 生保会社 8 損害保険会社 全国損保会社 9 その他損害保険 ○相互保険組合、火災共済協同組合、農業信用保険協会 10 農業共済 全国共済連、都道府県共済連、農協(共済事業) 11 憲農業共済 ○農業共済事業会計(市町村)、農業共済組合、同連合会、漁業共済組合、同連合会
	公 的	8 簡易生命保険、郵便貯金 9 公的損害保険 10 政府保険 11 政府再保険 12 公庫保険	8 簡易生命保険、郵便貯金 9 公的損害保険 ○麻核輸出、城税、漁業融資保険特別会計、支店災害事業会計(地方公共団体) 10 政府保険 ○地税、自賠責、木船、農業共済、漁船漁業再保険特別会計 11 政府再保険 12 公庫保険 ○生毛融資保険(生毛金融公庫)、信用保証保険(中小企業信用保険公庫)
4 その他金融機関			
	民 間	10 債 券 11 証 券 12 そ の 他	10 債券(信託以外)信託 全国銀行:信託勘定(スケス) 証券投資信託 11 証券投資信託 証券会社、証券投資信託委託会社、証券取引所 12 その他 21 広域金融機関 ○証券会社、証券金融会社、生毛金融会社、預貸金(生毛融資)、農業共済、漁業共済基金、中央農業信用基金(信託) ○危機対応保険基金、全国信用保証協会、材料保証基金、漁業信用基金協会、漁業信用基金協会 ○中央開拓融資保証協会(○%農業信用保証保険に統合) ○預雇、サラ金
	公 的	13 金融特別会計 14 政府金融機関	13 金融特別会計 資金運用部、産業投資、都市開拓資金融通、開拓者資金融通(46年度まで) 14 政府金融機関 輸出銀、10公庫、海事協力基金

図2 部門分割の新旧比較

(注)

(現行NIにおける取引主体)

(新SNAにおける取引主体)



(注1) 矢印→は、主な対応を示す。

(注2) 現行NIと新SNAの制度分類との矢印→は、新SNAにおいて特に変化したもの表示

① の代表例：(对企业)事業用(動力炉、核燃料開発事業団、新技術開発事業団など)

② : 国庫及び教育機関の一部(日赤、厚生省など；私立学校など)

③ : 一般会計のうち公営住宅(公的企業)

④ : 再保険特別会計、投融資特別会計、公営保険特別会計

⑤ : 財産区、共同組合(農林漁業団体及び私立学校教職員共済)の給付事業、健康保険組合の給付事業、基金の給付事業、(对企业)事業団(労働福祉事業団、年金福祉事業団など)